



豊監公表第12号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）7月29日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

令和4年(2022年)7月6日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年2月21日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
都市計画推進部 住宅課	市営住宅駐車場について、利用率が低い状況も見受けられるところであり、入居者の利用ニーズや駐車場利用状況データを踏まえつつ、必要な確保台数や駐車場の有効活用について検討されたい。	市営住宅駐車場の有効活用につきましては、市営向丘住宅駐車場において、時間貸駐車場等運営事業を実施しております。他の市営住宅に係る当該事業につきましても、入居者の利用ニーズや駐車場利用状況を踏まえながら、拡大していきます。